

## 鹿屋市養殖用配合飼料価格高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会情勢の変化、物価高騰等により養殖用配合飼料の価格高騰の影響を受ける市内の海面養殖業者（以下「養殖業者」という。）の経営安定化を図るため、漁業経営セーフティネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）により国が実施する養殖用配合飼料価格安定対策事業（以下、「セーフティネット事業」という。）に加入している養殖業者に対し、予算の範囲内において鹿屋市養殖用配合飼料価格高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、セーフティネット事業に加入している市内の養殖業者であって、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、セーフティネット事業に加入している養殖業者の積立金であって、第5条の申請を行う日の属する年度内に支払ったものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の対象となる養殖業者の積立金に10分の1を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市養殖用配合飼料価格高騰対策支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の1月末日までに市長に提出しなければならない

い。

- (1) 鹿屋市養殖用配合飼料価格高騰対策支援事業積立実績報告書（別記第2号様式）
- (2) 補助対象経費の対象となる養殖業者の積立金の納入状況を確認できる書類
- (3) 市税の滞納がないことを確認できる書類又は同意書（別記第3号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定を行い、その旨を鹿屋市養殖用配合飼料価格高騰対策支援事業交付決定及び交付確定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知する。

（交付決定の取消し又補助金の返還）

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者がこの要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認めたときは、前条の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

所在地

名称

代表者氏名

鹿屋市養殖用配合飼料価格高騰対策支援事業補助金交付申請書

鹿屋市養殖用配合飼料価格高騰対策支援事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市養殖用配合飼料価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 鹿屋市養殖用配合飼料価格高騰対策支援事業積立実績報告書（別記第2号様式）
- (2) 積立金の納入状況が確認できる書類
- (3) 市税の滞納がないことを確認できる書類又は同意書（別記第3号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

鹿屋市養殖用配合飼料価格高騰対策支援事業積立実績報告書

1 事業主体

2 事業計画（事業実績）

(1) 積立実績

積立年月	養殖業者積立金額	備考
年 月	円	
年 月	円	
年 月	円	
年 月	円	
【合計】	円	

(2) 事業費負担区分

事業費 (養殖業者積立金合計額)	負担区分		備考
	市補助金	事業者負担	
円	円	円	

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

同意書

私は、鹿屋市養殖用配合飼料価格高騰対策支援事業補助金の交付申請に当たり、審査の範囲内において、私に係る市税の納付状況について、鹿屋市が職権で調査及び確認することに同意します。

所在地

名称

代表者氏名

印

（署名又は記名押印）

第4号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市養殖用配合飼料価格高騰対策支援事業補助金交付決定及び  
交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市養殖用配合飼料価格高騰  
対策支援事業補助金については、鹿屋市養殖用配合飼料価格高騰対策支援事業補助  
金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付  
決定額と同額に確定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

3 交付の条件等

鹿屋市養殖用配合飼料価格高騰対策支援事業補助金交付要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたことが判明した場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。